

○木曾広域圏公共サインの管理に関する事務の事務委託に関する規約

(平成 25 年 3 月 29 日)

(委託事務の範囲)

第 1 条 木曾広域連合（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規定により、木曾広域圏公共サインの管理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を木曾広域連合規約第 2 条に定める関係町村（以下「乙」という。）に委託する。

2 委託事務は木曾広域圏公共サインの設置及び管理に関する条例（平成 11 年木曾広域連合条例第 30 号）に定める町村サインの管理における次に掲げる事務とする。

- (1) 施設の点検、塗装、簡易な補修、支障木伐採
- (2) 前号に定めるもののほか、甲と乙が協議のうえ、乙が実施することとした改修

(管理及び執行の方法)

第 2 条 前条に掲げる事務の管理及び執行については、甲の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第 3 条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の負担とする。

(条例等改正の場合の措置)

第 4 条 委託事務の管理及び執行について適用される甲の条例等の全部若しくは一部を変更しようとする場合においては、甲は、予め、乙に通知しなければならない。

(その他必要な事項)

第 5 条 この規約に定めるものを除くほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。